六	羽田船舶信号所から四十八度二千百六十メートルの地点	（略）	（略）
		（略）	（略）
		阪神	
		（略）	（略）
		安治川航路	
		内港航路北側線の東端から五十度八百五十メートルの地点まで引いた線と同航路南側線の東端から四十八度九百四十メートルの地点まで引いた線との間の海面	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）

六	東京西防波堤灯台から百二十三度六千三百八十メートルの地点	（略）	（略）
		（略）	（略）
		阪神	
		（略）	（略）
		安治川航路	
		内港航路北側線の東端から五十度八百五十メートルの地点まで引いた線と同航路南側線の東端から四十八度九百四十メートルの地点まで引いた線との間の海面	（略）
		東神戸航路	
		第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一　神戸第七防波堤東灯台から三百四十九度三千三百三十メートルの地点 二　神戸第七防波堤東灯台から三百四十八度二千六百八十メートルの地点 三　神戸第七防波堤東灯台から三百五十四度三千三百三十メートルの地点 四　神戸第七防波堤東灯台から三百五十四度三十分二千六百七十メートルの地点	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）

附　則

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、別表第一釧路の部西区の項の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第五十四号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十九年九月一日付けをもって次のとおり原動機を用いる車いすの型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十九年九月二十二日

国家公安委員会委員長事務代理
国務大臣　上川　陽子

型式認定番号	原動機を用いる車いすの名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K17－6	asahi　シニアカー S41	旭電力株式会社 群馬県高崎市下小鳥町93－4　フルーツパーク1－1
交　K17－7	asahi　シニアカー S46	旭電力株式会社 群馬県高崎市下小鳥町93－4　フルーツパーク1－1
交　K17－8	電動シニアカー「てくてっくん」 TH－25	株式会社東洋製作所 愛知県弥富市稲元十二丁目2番地2